

子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)の給付について
6月23日から案内文を発送、7月から順次支給。申請受付は6月24日開始

子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)において、申請不要の方への案内発送を6月23日から(支給開始は7月13日から)、申請が必要な方の受付を6月24日から開始します。

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の支出の増加などの影響を受けやすい低所得の子育て世帯に対してその生活を支援することを目的に、子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)を支給するもの。

2. 支給額

児童1人あたり一律5万円(予算額40,000千円)

3. 申請不要の方(市から支給の案内文をお送りします)

1) 対象者：令和3年度市民税非課税者若しくは市条例に基づく市民税減免者であって、次の①②のいずれかに該当する方。

①本市から児童手当(令和3年4月分から令和4年3月分)を受給している方

②住民票が本市にある特別児童扶養手当(令和3年4月分から令和4年3月分)を受給している方

2) 案内文の発送：令和3年6月23日(水)から令和4年3月31日(木)まで(随時)

初回は、令和3年4月分の児童手当を受給されている非課税の方分(256世帯、児童数499人)です。以後は、非課税等の本給付金の条件の確認が整い次第の発送となります。

3) 支給 手続き不要。期限内に拒否届の提出がなければ支給します。

4. 申請が必要な方

1) 対象者

①令和3年度市民税非課税者若しくは市条例に基づく市民税減免者であって、次のア、イのいずれかに該当する方。

ア 令和3年3月31日において平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する方、または令和3年4月1日以降に新たに当該児童を養育するに至った方

イ 住民票が本市にある児童手当(令和3年4月分から令和4年3月分)を受給している公務員

②令和3年度市民税(均等割)は課税だが、令和3年1月以降において新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が市民税非課税者と同様の事情にあると認められる額以下に減少された方

2) 受付

期間 令和3年6月24日(木)から令和4年3月15日(火)

窓口 市役所子ども支援課、西支所保健福祉係

【お問い合わせ先】

舞鶴市健康・子ども部 子ども総合対策室 子ども支援課

TEL:0773-66-1094、FAX:0773-62-7957、E-Mail:k-shien@city.maizuru.lg.jp